

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

(市税条例第3.5条の7関係)

1 改正の理由

兵庫県が、平成30年7月に県政150周年を迎えることを契機として、県民の参画と協働をさらに強化し、県民と共同で地域創生を進める観点から、地域の公益的役割を担う法人等が行う活動を支援する県民を応援するため、平成30年3月に県税条例を改正し個人県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡充したことに伴い、本市においても同様の観点から個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大しようとするものです。

ただし、兵庫県が新たに対象とした寄附金のうち、特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭については、当該特定公益信託の目的を達成するために行う事業の対象地域が、本市に限定されていないことから、今回は、寄附金税額控除の対象とはしません。

2 新たに対象とする寄附金

所得税法上の寄附金控除の対象となる法人又は団体に対する寄附金（公益社団・公益財団法人、社会福祉法人又は更生保護法人については、租税特別措置法上の寄附金特別控除の対象とされる法人に対する寄附金に限定）のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- (2) 市外に主たる事務所を有する学校法人又は独立行政法人等であって、市内に学校を設置するもの又は市内に一定の基準を満たす専修学校若しくは各種学校を設置するものに対する寄附金

寄附金税制の対象範囲：所得税と対比

所 得 税	個人市民税
(1) 国又は地方公共団体に対する寄附金	都道府県、市区町村に対する寄附金 【ふるさと納税】
(2) 公益法人等に対する寄附金で一定の要件を満たすもので財務大臣が指定したもの（国立大学法人を含む）	住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの 市区町村の条例により対象寄附金を指定
(3) 特定公益増進法人に対する寄附金 ①独立行政法人、②地方独立行政法人、③自動車安全運転センター等、④公益社団・財団法人、⑤学校法人、⑥社会福祉法人、⑦更生保護法人など	・左欄(2)の一部及び(3)に該当する寄附金（一部の寄附金は租税特別措置法上の税額控除の対象となる法人に対するものに限る。）を追加
(4) 認定NPO法人に対する寄附金	・左欄(4)の寄附金は平成25年に指定済
(5) 一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭	・左欄(5)の公益信託は今回指定しない。
(6) 政党等に対する政治活動に関する寄附金	対象外

- ・ 県内の対象となる法人又は団体は3ページ（うち、この条例改正で新たに対象となる法人又は団体は四角囲みの6つの法人又は団体）
- ・ 寄附金税額控除計算式は4ページ

3 適用時期

平成31年度課税分（平成30年1月1日以降の寄附金から適用）

< 条例指定寄附金の税額控除額計算式 >

(1) 市県民税の寄附金税額控除

- ① 税額控除の対象となる寄附金の合計額
- ② 総所得金額等の合計額×30%
- ③ 記①と②のうち、いずれか少ない金額（以下、「控除対象額」といいます。）
を寄附金税額控除の計算に用います。
 - ・ 県民税控除額：(寄附金額－2,000円) × 4% (兵庫県が条例指定した寄附金)
 - ・ 市民税控除額：(寄附金額－2,000円) × 6% (宝塚市が条例指定した寄附金)

※「総所得金額等」とは、給与所得者の場合は給与収入から給与所得控除額を控除した金額をいいます。

(2) 計算例

例題 1

例：給与収入400万円の人が条例指定法人に対して10万円の寄附を行った場合

- ① 税額控除の対象となる寄附金
10万円
- ② 総所得金額等の合計額の30%
 $266万円 \times 30\% = 79.8万円$
- ③ 上記①<②であるため、控除対象額は10万円となる。
- ④ ・ 県民税控除額：(10万円－2,000円) × 4% = 3,920円
・ 市民税控除額：(10万円－2,000円) × 6% = 5,880円
合計 9,800円

例題 2

例：給与収入800万円の人が条例指定法人に対して100万円の寄附を行った場合

- ① 税額控除の対象となる寄附金
100万円
- ② 総所得金額等の合計額の30%
 $600万円 \times 30\% = 180万円$
- ③ 上記①<②であるため、控除対象額は100万円となる。
- ④ ・ 県民税控除額：(100万円－2,000円) × 4% = 39,920円
・ 市民税控除額：(100万円－2,000円) × 6% = 59,880円
合計 99,800円

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年) 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第35条の7第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに同項第3号に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。)に対するもの」を「次に掲げる寄附金」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第314条の7第1項第1号に規定する寄附金
- (2) 法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金
- (3) 法第314条の7第1項第3号に規定する所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
 - イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であって、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの
- (4) 法第314条の7第1項第3号に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、

市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。）に対するもの
第53条の3中「（昭和24年法律第270号）」を削る。

附則第3条の2第1項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宝塚市市税条例（次項において「新条例」という。）第35条の7第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条の7第1項の規定は、平成30年1月1日以後に支出する同項各号に規定する寄附金について適用する。

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに同項第3号に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。)に対するものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号に規定する寄附金</p> <p>(2) 法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金</p> <p>(3) 法第314条の7第1項第3号に規定する所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつ</p>

2 (略)

第53条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2

て市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの

(4) 法第314条の7第1項第3号に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。)に対するもの

2 (略)

第53条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2

条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第43条第2項、第50条第5項、第51条第2項、第52条の12第2項、第65条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第136条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)及び第137条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 (略)

条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第43条第2項、第50条第5項、第51条第2項、第52条の12第2項、第65条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第136条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)及び第137条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法

第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 (略)

